



29東監発第44号
平成30年3月2日

東村山市長	渡部尚様
東村山市教育長	森純様
東村山市議会議長	伊藤真一様

東村山市監査委員	赤木盛一
東村山市監査委員	飯田武夫
東村山市監査委員	熊木敏己

平成29年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	教育部教育総務課、小学校15校、中学校7校、学務課、指導室、子ども・教育支援課
監査の範囲	平成29年4月1日から平成29年11月30日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に行われているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成29年12月1日から平成30年2月23日まで

実施内容	実施場所	日程
実 査	小・中学校	平成29年12月26日、27日 平成30年 1月10日、11日、12日
	所 管 課	平成30年 1月15日
説明聴取	監 査 室	平成30年 2月16日
講 評	監 査 室	平成30年 2月23日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

教育総務課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

(1) 学校暖房用等燃料 LP ガス購入契約について

小・中学校は、災害時の指定避難所でもあり安定供給やリスク回避の観点から、個別の燃料業者と契約するより、東村山市燃料組合との一括契約が合理的だと考えられるので、契約方法を検討されたい。

(2) 奨学資金貸付について

償還期限が過ぎた未償還者や定期的に償還されていないケースが散見された。効果的な回収方法を検討され、奨学資金貸付制度及び公平性の観点から、今後も適切な債権管理を行い貸付金の回収に努められたい。

(3) 契約書等における不備について

契約に伴う書類において、仕様書に添付された対象校一覧の誤りや、契約書の契約保証金欄の免除等の記載が無いものなど、不備が散見された。各職位において審査時のチェックを確実に実行されたい。

小学校・中学校

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

● 郵券、備品管理について

郵券については過多と思える残数が見受けられた。備品については、備品整理票の旧式のものが多く見受けられたので、今後改善を検討されたい。

学務課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に

執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

(1) 学校給食用等燃料 LP ガス購入契約について

学校給食用等燃料の安定供給やリスク回避の観点から、個別の燃料業者と契約するより、東村山市燃料組合との一括契約が合理的だと考えられるので、契約方法を検討されたい。

(2) 契約書等における不備について

書類を確認したところ、決裁日の未記入や押印が無いものなどが散見された。各職位において審査時のチェックを確実に実行されたい。

指導室

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

(1) 東京都学校マネジメント強化モデル事業補助金について

教職員の「働き方改革」の一つとして、副校長の業務負担軽減のため、臨時職員を雇用するものである。都内約 2 千校ある中のモデル校 1 2 校のうち、東村山市の小・中学校各 1 校が選ばれ実施されている。

補助事業を十分活用し、更なる充実を図り、教職員の「働き方改革」につながるよう努められたい。

(2) 契約書等における不備について

契約に伴う書類において、執行伺の決裁日が未記入や、契約書の契約保証金欄の免除等の記載が無いものなど、不備が散見された。

各職位において審査時のチェックを確実に実行されたい。

子ども・教育支援課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

● 目標管理制度「不登校対策事業」について

不登校児童・生徒及びその傾向にある児童・生徒の未然防止及び早期間

題解決に向けて、3名のスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し3年目となる。不登校児童・生徒数について、平成28年度と比較すると平成29年度は、小学校では同人数の19人であるが、中学校では91人と11人減少しており評価される。

しかしながら、当市の不登校の出現率は、都平均より高いことから、学校や子育て・福祉関連所管とも連携し、小学校児童のうちに早期対応を行うなど、個々の状況に応じて最も適した支援を行い、不登校児童・生徒の学校復帰を図るよう努められたい。